

○町田市子ども・子育て会議運営規則

平成25年10月11日

規則第79号

子ども生活部子ども総務課

改正 令和2年9月30日規則第83号

令和4年6月15日規則第47号

令和5年3月31日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市子ども・子育て会議条例（平成25年10月町田市条例第36号）

第8条の規定に基づき、町田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（令2規則83・一部改正）

(会議)

第2条 子育て会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 子育て会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員（以下単に「臨時委員」という。）

の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

（令2規則83・追加）

(招集の通知)

第3条 会長は、子育て会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員及び臨時委員に通知する。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

（令2規則83・旧第2条繰下・一部改正）

(書面による調査審議)

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、会長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による調査審

議を発議することができる。

- 2 書面による調査審議は、委員及び臨時委員の過半数が同意しなければ、実施することができない。
- 3 書面による調査審議における子育て会議の議事は、委員及び臨時委員の過半数が当該書面による調査審議に参加した上で、当該参加した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、書面による調査審議において、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者に書面による意見を求めることができる。

(令 2 規則83・追加)

(部会)

第5条 特定の事項を検討するため、子育て会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び市長が委嘱する者（以下これらを「部会員」という。）をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する部会員をもって充てる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席等を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(令 4 規則47・追加、令 5 規則33・一部改正)

(庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、子ども生活部子ども総務課において処理する。

(令 2 規則83・旧第3条繰下、令 4 規則47・旧第5条繰下)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

(令 2 規則83・旧第4条繰下・一部改正、令 4 規則47・旧第6条繰下)

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年6月15日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の町田市子ども・子育て会議運営規則の規定は、令和4年5月19日から適用する。

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第33号）